島嶼部を含むわが国に対する攻撃への対応

防衛大綱における、防衛力の果たすべき役割の うち、「②島嶼部を含むわが国に対する攻撃への 対応 | の考え方は、次のとおりである。

島嶼部を含むわが国への攻撃に対しては、必要 な部隊を迅速に機動・展開させ、海上優勢¹・航空 優勢²を確保しつつ、侵攻部隊の接近・上陸を阻 止する。海上優勢・航空優勢の確保が困難な状況 になった場合でも、侵攻部隊の脅威圏の外から、 その接近・上陸を阻止する。万が一占拠された場 合には、あらゆる措置を講じて奪回する。

また、ミサイル、航空機などの経空攻撃に対し ては、最適の手段により機動的かつ持続的に対応 するとともに、被害を局限し、自衛隊の各種能力 及び能力発揮の基盤を維持する。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃に対しては、原子 力発電所などの重要施設の防護並びに侵入した部 隊の捜索及び撃破を行う。

さらに、こうした攻撃への対応に際しては、宇 宙・サイバー・電磁波の領域における能力を有機 的に融合した領域横断作戦を実施し、攻撃を阻 止・排除する。

この際、国民の生命、身体及び財産を守る観点 から、国民保護のための措置を実施する。

島嶼部に対する攻撃への対応

基本的考え方

わが国は多くの島嶼を有するが、これに対する 攻撃に対応するためには、安全保障環境に即した 部隊などの配置とともに、平素から状況に応じた 機動・展開を行うことが必要である。また、自衛 隊による常時継続的な情報収集、警戒監視などに より、兆候を早期に察知し、海上優勢・航空優勢 を確保することが重要である。

事前に兆候を得たならば、侵攻が予想される地 域に、敵に先んじて部隊を機動・展開し、侵攻部 隊の接近・上陸を阻止することとしている。また、 海上優勢、航空優勢の確保が困難な状況になった 場合でも、侵攻部隊の脅威圏の外から、その接 近・上陸を阻止することとしている。

万が一占拠された場合には、航空機や艦艇によ る対地射撃により敵を制圧した後、陸自部隊を着 上陸させるなど、あらゆる措置を講じて奪回する こととしている。

□ 参照 図表Ⅲ-1-2-1 (島嶼防衛のイメージ図)

防衛省・自衛隊の取組 2

南西地域の防衛体制強化のため、空自は、2016 年1月の第9航空団の新編に加え、2017年7月、 南西航空方面隊を新編した。陸自は、2016年3月 の与那国沿岸監視隊などの新編に加え、2018年 3月、本格的な水陸両用作戦機能を備えた水陸機 動団を新編した。さらに、2019年3月、奄美大島 に警備部隊などを、宮古島には警備部隊を配置し た。2020年3月には、宮古島に地対空誘導弾部隊 及び地対艦誘導弾部隊を配置した。今後は、石垣 島にも初動を担任する警備部隊などを配置するこ ととしている。

また、常続監視態勢の強化などのため、新型護 衛艦 (FFM) やE-2D早期警戒機の整備などを 行っている。空自は、2020年3月に警戒航空隊を 警戒航空団として格上げし、新編したほか、2021 年3月に、臨時偵察航空隊を新編した。

さらに、自衛隊員の安全を確保しつつ、わが国 への侵攻を試みる艦艇などを効果的に阻止するた め、相手方の脅威圏の外から対処可能なスタン ド・オフ・ミサイルの整備を行うとともに、島嶼

海域において相手の海上戦力より優勢であり、相手方から大きな損害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態

わが航空部隊が敵から大なる妨害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態

わが国自身の防衛体制



防衛に万全を期すため、2018年から島嶼防衛用 新対艦誘導弾及び島嶼防衛用高速滑空弾の要素技 術の研究に、2019年から極超音速誘導弾の要素 技術の研究に着手している。

また、2020年12月、前述の研究開発に加え、 多様なプラットフォームからの運用を前提とした 12 式地対艦誘導弾能力向上型の開発を行うこと を閣議決定した。

部隊の迅速かつ大規模な輸送・展開能力を確保 するため、「おおすみ | 型輸送艦の改修、V-22オ スプレイ及びC-2輸送機などの導入による機動・ 展開能力の向上を図っている。特にV-22オスプ レイの運用については、防衛省はその配備先とし て、水陸機動団及び統合運用における関連部隊の 位置関係や滑走路長及び陸自目達原駐屯地の移設 先としても活用できることなどから、佐賀空港が

最適の飛行場と判断しており、2018年8月、佐賀 県知事から受入れの表明を頂いたところである。 引き続き、佐賀空港配備について、関係地方公共 団体などの協力が得られるよう、取組を推進する こととしている³。なお、佐賀空港配備には一定期 間を要する見込みのため、2019年5月、木更津市 などに対し、陸自木更津駐屯地へのV-22オスプ レイの暫定配備を行いたいとの考えを説明し、同 年12月に木更津市長から暫定配備計画に協力す るとの考えが表明されたことを受け、2020年3 月、V-22オスプレイを運用する輸送航空隊を同 駐屯地に新編した。また、同年7月、2機のV-22 オスプレイが同駐屯地に輸送されたことに伴い、 暫定配備を開始した。

このほか、水陸両用作戦に関する能力向上のた め、各種訓練にも取り組んでいる。2020年10月

佐賀空港の西側に駐機場や格納庫などを整備し、陸自目達原駐屯地から移駐する約50機のヘリコプターと新規に取得する17機のオスプレイとあわせて約 70機の航空機を配備することを想定している。

スタンド・オフ防衛能力の強化

各国のレーダーや各種ミサイルの性能が著しく向 上していく中、白衛隊員の安全を確保しつつ、わが 国への攻撃を効果的に阻止する必要があります。こ のため、侵攻する相手方の艦艇などに対して、脅威 圏外の離れた位置から対処を行えるようスタンド・ オフ防衛能力(注)の強化に取り組んでいます。

具体的には、F-35A戦闘機に搭載するJSMなど のスタンド・オフ・ミサイルの導入や、島しょ防衛 用高速滑空弾などの研究開発に取り組んでいます。

さらに、スタンド・オフ防衛能力の強化を速やかに 進めていくため、2020年12月の閣議決定におい て、車両や艦艇、航空機といった多様なプラット フォームからの運用を前提とした12式地対艦誘導 弾能力向上型の開発を行うことを決定しています。 このように、スタンド・オフ・ミサイルの多様な運 用が可能となることで、相手方の対応をより困難に でき、わが国への攻撃に対する抑止力を高めること ができると考えています。

注) スタンド・オフは、一般的には離れているといった意味。

新型護衛艦(FFM)、新型潜水艦について

新型護衛艦 「もがみ」 が進水

防衛省・自衛隊は、増加する任務所要に対応する ため、防衛大綱で定めた護衛艦54隻体制の実現に 向けて取り組んでおり、54隻のうち22隻について は、平素からの警戒監視、有事における各種戦闘に 加え、従来は掃海艦艇が担っていた機雷の処理も可 能であるなど、多様な任務への対応能力を向上させ た新型護衛艦 (FFM) を整備することとしています。 2021年3月に進水した護衛艦「もがみ」は、この新 型護衛艦 (FFM) の1番艦です。

FFMについては、従来の汎用護衛艦の定員が約 200人であるのに対して、船体のコンパクト化など により定員が約90人になる見込みであるほか、複 数クルーでの交代制勤務の導入により、稼働日数の 増加を図ることとしています。

防衛省・自衛隊としては、今般進水した護衛艦 「もがみ」の就役に向けた準備を含め、護衛艦54隻 体制の実現に向けて取り組んでまいります。



新型護衛艦「もがみ」進水式

新型潜水艦 「たいげい」が進水

2020年10月に進水した潜水艦「たいげい」は、 現有の「そうりゅう」型潜水艦に比べ探知性能や被 探知防止性能が向上した新型潜水艦です。従来より も探知能力が向上した新型ソーナーシステムを採用 しているほか、船殻から甲板を浮かせる「浮甲板構 造|を採用することにより、艦内で発生した振動を吸 収し、外部に放射される雑音を低減するとともに、外 部からの衝撃を緩和し、艦内の隊員や機器を保護す ることが可能になっています。また、本潜水艦の特徴 として、リチウムイオン電池を用いた推進システム を搭載しており、ディーゼル潜水艦特有のシュノー ケルによる充電時間の短縮化が図られています。

わが国周辺海域の水中における情報収集・警戒監 視、哨戒及び防衛を有効に行うために、潜水艦部隊 の増強は必要不可欠であり、防衛省・自衛隊として は、防衛大綱で定めた潜水艦22隻体制の実現に向 けて取り組んでまいります。



新型潜水艦 「たいげい」 進水式

VOICE

安定性、機動性に優れるオスプレイを操縦して

陸上自衛隊輸送航空隊 (千葉県木更津市) 佐藤 智博 航空操縦教官 1等陸尉

オスプレイ (V-22) の訓練開始から約4年を経 て、日本国内での初飛行を任されたことは大変名 誉なことと感じております。V-22は、操縦しや すく、飛行はとても安定している上に、従来のヘリ コプターより早く、且つ遠くに飛行できる能力を



V-22のエンジンを起動する筆者

保有しているため、数多くの離島及び広大な領土 を有するわが国にとってなくてはならない装備だ と確信しております。また、機体の各種センサーに より航空機の状態が細かくモニターされ、常に状 況を把握できる最新機能を有し、安全に飛行する ことができます。これからも航空安全に留意し、日 本の国防に貢献していく所存です。



V-22の操縦方法の指導にあたる米軍教官と(筆者:右)



水陸両用作戦訓練のため臥蛇島に上陸した隊員

から11月にかけては、日米共同統合演習(実動演 習)において、統合水陸両用作戦訓練を実施した ほか、2021年1月から2月にかけては、国内にお



飛行開始したオスプレイ

ける米海兵隊との実動訓練を行うことにより、自 衛隊の能力の向上を図った。

■ 参照 図表Ⅲ-1-2-2 (九州・南西地域における主要部隊新 編状況(2016年以降)(概念図))





動画:機内からの空中給油

URL: https://www.youtube.com/ watch?v=GaqmOkoWot8





動画: 暫定配置された木更津駐屯地で飛行する

オスプレイ

URL: https://fb.watch/4yZprJtTQG/

九州・南西地域における主要部隊新編状況(2016年以降)(概念図)



ミサイル攻撃などへの対応

わが国の総合ミサイル防空能力

(1) 基本的考え方

全を期すため、2004年から弾道ミサイル防衛 (BMD) システムの整備を開始した。2005年7月 には、自衛隊法の改正を行い、同年12月の安全保 障会議(当時)及び閣議において、弾道ミサイル 防衛用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発に 着手することを決定した。これまでに、イージス 艦への弾道ミサイル対処能力の付与やペトリオッ ト (PAC-3)⁴の配備など、弾道ミサイル攻撃に対 するわが国独自の体制整備を着実に進めている。

わが国は、弾道ミサイル攻撃などへの対応に万

わが国の弾道ミサイル防衛は、イージス艦によ る上層での迎撃とペトリオットPAC-3による下 層での迎撃を、自動警戒管制システム (JADGE)5 により連携させて効果的に行う多層防衛を基本と

している。2020年12月には、陸上配備型イージ ス・システムに替えて、イージス・システム搭載 艦2隻を整備する旨を閣議決定した。

現在、多弾頭・機動弾頭を搭載する弾道ミサイ ル、高速化・長射程化した巡航ミサイル、ステル ス化・マルチロール化した航空機など、わが国に 向けて飛来する経空脅威は、複雑化・多様化の一 途をたどっている。これらの経空脅威に対し、最 適な手段による効果的・効率的な対処を行い、被 害を局限するためには、ミサイル防衛にかかる各 種装備品に加え、従来、各自衛隊で個別に運用し てきた防空のための各種装備品も併せ、一体的に 運用する体制を確立し、わが国全土を防護すると ともに、多数の複合的な経空脅威についても同時 対処できる総合ミサイル防空能力を強化していく 必要がある。この際、各自衛隊が保有する迎撃手 段について、整備・補給体系も含めて共通化、合

ペトリオットPAC-3は、経空脅威に対処するための防空システムの一つであり、主として航空機などを迎撃目標としていた従来型のPAC-2と異なり、主と して弾道ミサイルを迎撃目標とするシステム

自動警戒管制システムは、全国各地のレーダーが捉えた航空機などの情報を一元的に処理し、対領空侵犯措置や防空戦闘に必要な指示を戦闘機などに提供 するほか、弾道ミサイル対処においてペトリオットやレーダーなどを統制し、指揮統制及び通信機能の中核となるシステム

わが国自身の防衛体制





*JADGEとは、全国各地のレーダーが捉えた航空機などの情報を一元的に処理し、対領空侵犯措置や防空戦闘に必要な指示を戦闘機などに提供するほか、 弾道ミサイル対処においてペトリオットやレーダーなどを統制し、指揮統制及び通信機能の中核となるシステム

理化を図っていくこととしている。

わが国に武力攻撃として弾道ミサイルなどが飛 来する場合には、武力攻撃事態における防衛出動 により対処する一方、武力攻撃事態が認定されて いないときには、弾道ミサイルなどに対する破壊 措置により対処することとなる。

弾道ミサイルなどへの対処にあたっては、空自 航空総隊司令官を指揮官とする「BMD統合任務 部隊」を組織し、JADGEなどを通じた一元的な 指揮のもと、効果的に対処するための各種態勢を とることとしている。また、弾道ミサイルの落下 などによる被害には、陸自が中心となって対処す ることになる。

なお、弾道ミサイルなどによる武力攻撃災害か ら住民の生命及び身体を保護するため必要な機能 を備えた避難施設の整備は、被害を防止するため の措置であるとともに、弾道ミサイル攻撃などに 対する抑止にもつながる観点も踏まえ、防衛省と して、内閣官房を中心として行われている検討に

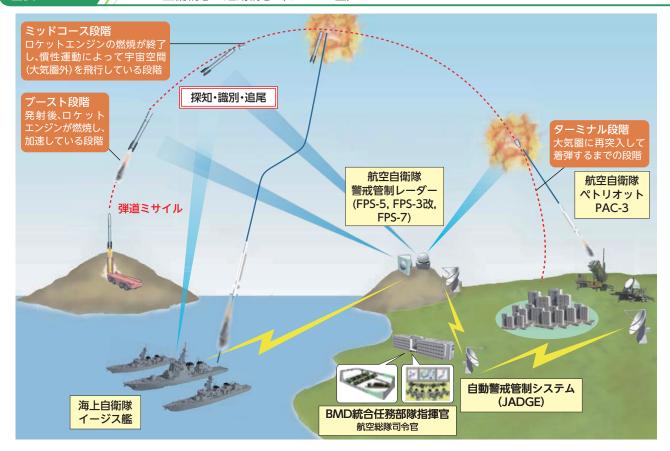


SM-3を発射するイージス艦きりしま

引き続き積極的に参画していく。

■ 参照 図表Ⅲ-1-2-3 (総合ミサイル防空のイメージ図)、図 表 III-1-2-4 (BMD整備構想・運用構想 (イメージ 図))、Ⅱ部5章3項4(弾道ミサイル等に対する破壊 措置) p.198、資料11 (わが国のBMD整備への取組 の変遷)

BMD整備構想・運用構想(イメージ図)



(2) 防衛省・自衛隊の対応

北朝鮮は、2016年以降、3回の核実験を強行す るとともに、70発を超える弾道ミサイルなどの 発射を繰り返した。北朝鮮のこうした軍事的な動 きは、わが国の安全に対する、重大かつ差し迫っ た脅威となっている。北朝鮮は、2018年6月の米 朝首脳会談において、朝鮮半島の完全な非核化に 向けた意思を表明し、核実験場の爆破を公開する などの動きは見せたものの、2019年2月の第2 回米朝首脳会談は、いかなる合意にも達すること なく終了しており、現在に至るまで全ての大量破 壊兵器及びあらゆる弾道ミサイルの、完全な、検 証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄は行っ ていない。これまでに、北朝鮮は、累次の核実験 及び弾道ミサイル発射などを通じて、核兵器の小 型化・弾頭化を実現しているとみられるととも に、わが国を射程に収める弾道ミサイルを数百発 保有している。

また、2019年に発射された新型と推定される 弾道ミサイルの一部は、通常の弾道ミサイルより

も低空を飛翔するとともに、変則的な軌道を飛翔 することが可能とみられ、ミサイル防衛網を突破 することを企図していると指摘されている。 2021年1月に開催された第8回朝鮮労働党大会 では、多弾頭技術、「極超音速滑空飛行弾頭」、原 子力潜水艦、固体燃料推進のICBMの開発などの 推進について言及されている。

防衛省・自衛隊としては、引き続き、北朝鮮が 大量破壊兵器・ミサイルの廃棄に向けて具体的に どのような行動をとるのかをしっかり見極めてい くとともに、米国などと緊密に連携しつつ、必要 な情報の収集・分析及び警戒監視などを実施して いる。

また、BMDシステムを効率的・効果的に運用 するためには、在日米軍をはじめとする米国との 協力が必要不可欠である。このため、これまでの 日米安全保障協議委員会(「2+2」)において、 BMD運用情報及び関連情報の常時リアルタイム での共有をはじめとする関連措置や協力の拡大に ついて決定してきた。

さらに、わが国は従来から、弾道ミサイルの対 処にあたり、早期警戒情報 (SEW) を米軍から受 領するとともに、米軍がわが国に配備している BMD用移動式レーダー(TPY-2レーダー)やイー ジス艦などを用いて収集した情報について情報共 有を行うなど、緊密に協力している。

訓練などを通じた日米対処能力の維持・向上、 検証なども積極的に行っており、2010年以降、 海自は、日米の艦艇などをネットワークで連接 し、弾道ミサイル対処のシミュレーションを行う BMD特別訓練を行ってきた。2018年には空自 が、2019年には陸自も本訓練に参加し、日米共 同統合防空・ミサイル防衛訓練として行い、戦術 技量の向上と連携の強化を図っている。

日米のみならず、日米韓の連携も強化していく ことが重要であり、2017年1月、3月、10月及び 12月には、わが国周辺海域において日米韓3か国 による弾道ミサイル情報共有訓練を実施し、連携 強化を図った。

米国をはじめとする関係各国との弾道ミサイル などに関する機微な情報については、秘密が保護 される基盤や枠組み⁷により、適切に共有されて いる。

なお、平素より、自衛隊は弾道ミサイル対処能 力の向上を図るため各種訓練を実施しており、弾 道ミサイル対処能力の向上と国民の安全・安心感 の醸成を図るため、2017年6月よりPAC-3機動 展開訓練を実施している。2021年3月末までに、 一般の施設に展開したものを含め29回の訓練を

実施した。

■ 参照 I 部2章4節1項 (北朝鮮) p.57、I 部2章4節2項3 (韓国の軍事態勢) p.75

(3) BMD 体制の強化のための取組

現状においては、わが国全域を防護するための イージス艦及び拠点防護のため全国各地に分散し て配備されているPAC-3を、状況に応じて機動・ 展開して対応している。こうした対応を前提とし て、BMD対応型イージス艦の増勢に取り組んで きたところであり、これまでにBMD能力を有し なかったイージス艦「あたご」及び「あしがら」に BMD能力を付与する事業を実施し、2018年12 月までに2隻の改修を完了した。また、平成27 (2015) 年度及び平成28 (2016) 年度予算で BMD能力を有するイージス艦2隻(「まや」及び 「はぐろ」)を建造した。これらの措置により、令 和2(2020)年度には、BMDに対応可能なイー ジス艦が従来の6隻から8隻に増加した。

また、より高性能化・多様化する将来の弾道ミ サイルの脅威に対処するため、イージス艦に搭載 するSM-3ブロックIAの後継となるBMD用能 カ向上型迎撃ミサイル (SM-3ブロックⅡA) を 日米共同で開発し、配備に向け事業を推進してい る。2016年12月の国家安全保障会議(九大臣会 合) において、共同生産・配備段階への移行が決 定され、平成29 (2017) 年度以降、SM-3ブロッ ク II A を取得してきている。

なお、SM-3ブロックⅡAは、令和3(2021)年





動画: PAC-3機動展開訓練

URL: https://www.youtube.com/watch?v=aJ2PQPozQL8



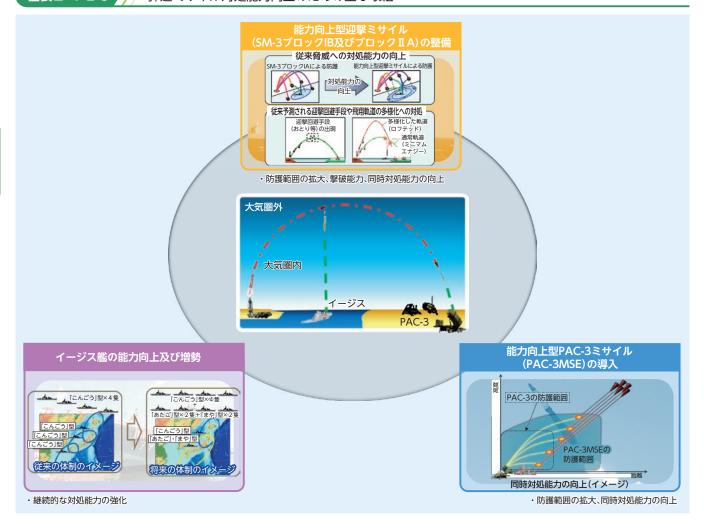
動画:護衛艦「あたご」 SM-3ブロック1B発射試験 URL: https://youtu.be/WRAfkuoQeMQ



⁶ わが国の方向へ発射される弾道ミサイルなどに関する発射地域、発射時刻、落下予想地域、落下予想時刻などのデータを、発射直後、短時間のうちに米軍が 解析して自衛隊に伝達する情報 (1996年4月から受領開始)

特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)が2014年12月に施行され、わが国の安全保障に関する秘匿性の高い情報を保護するための基盤 が確立された。また、2016年11月、秘密軍事情報の保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定(日韓秘密軍事情報保護協定 日韓GSOMIA: General Security of Military Information Agreement) が発効したことから、北朝鮮の核・ミサイルに関する情報を含め、各種事態への実効的かつ効果 的な対処に必要となる様々な秘密情報に関し、日韓政府間で共有したものが保護される枠組みが整備された。

弾道ミサイル対処能力向上のための主な取組



度に取得・配備することを計画している。SM-3 ブロック II A は、これまでの SM-3 ブロック II A と比較して、迎撃可能高度や防護範囲が拡大する とともに、撃破能力が向上し、さらに同時対処能 力についても向上している。

また、「おとり」などの迎撃回避手段を備えた弾 道ミサイルや通常の軌道よりも高い軌道(ロフ テッド軌道⁸) をとることにより迎撃を回避するこ とを意図して発射された弾道ミサイルなどに対し ても、迎撃能力が向上している。

ペトリオットPAC-3についても、能力向上型 であるPAC-3MSEの整備を進めており、令和元 (2019) 年度末以降順次配備が開始された。PAC-3MSEの導入により、迎撃高度は十数キロから数 十キロへと延伸することとなり、現在のPAC-3

と比べ、おおむね2倍以上に防護範囲(面積)が 拡大する。

このように、防護体制を強化させるための所要 の措置を講じているところであり、引き続き、そ のような取組を進めていく予定である⁹。

■ 参照 図表Ⅲ-1-2-5 (弾道ミサイル対処能力向上のための 主な取組)

(4) イージス・アショアの導入及び配備に関する プロセスの停止

北朝鮮の核・ミサイル開発が、わが国の安全に 対する重大かつ差し迫った脅威となっていること から、平素からわが国を常時・持続的に防護でき る弾道ミサイル防衛能力の抜本的な向上を図る必 要があることから、2017年12月の国家安全保障

ミニマムエナジー軌道 (効率的に飛翔し、射程を最も大きくする軌道) より高い軌道を取ることにより、最大射程よりも短い射程となるが、落下速度が速く

令和3 (2021) 年度予算においては、弾道ミサイルと巡航ミサイルや航空機への双方に対応が可能なPAC-3MSEミサイルを取得するために必要な経費を計 上した。

会議及び閣議において、以下の考えのもと、イージス・アショア2基を導入し、これを陸自において保持することが決定された。

- イージス・アショア2基の導入により、わが 国全域を24時間・365日、長期にわたり切れ 目なく防護することが可能となり、隊員の負担 も大きく軽減される。
- イージス艦8隻体制の下で、2隻程度が洋上においてBMD対応で展開するためには、ほぼBMD任務に専従する形で運用せざるを得なかったが、そのイージス艦を海洋の安全確保任務に充てることや、そのための練度を維持するための訓練を行うこと及び乗組員の交代を十分に行うことが可能となり、わが国の対処力・抑止力を一層強化することにつながる。
- イージス・アショアに搭載するレーダーは、 SPY-7という最新鋭で高性能なものとなって おり、海自のイージス艦に比べ、ロフテッド軌 道への対応能力や同時多数攻撃への対処能力な ど、わが国の弾道ミサイル防衛能力は飛躍的に 向上する。

2018年6月に、イージス・アショア2基の配備候補地として、秋田県の陸自新屋演習場及び山口県の陸自むつみ演習場を公表したが、2020年6月、イージス・アショアの配備のプロセスを停止する決定を発表した¹⁰。

(5) 新たなミサイル防衛システムの整備

2020年9月以降、イージス・アショアの代替 策に関し、イージス・アショアの構成品を移動式 の洋上プラットフォームに搭載する方向で、米国 政府や日米の民間事業者を交え、技術的実現性な どについて検討を進め、イージス・アショアの構 成品を洋上プラットフォームへ搭載することが技 術的に可能であることを確認した。

検討の結果、同年12月、厳しさを増すわが国を 取り巻く安全保障環境により柔軟かつ効果的に対 応していくための、あるべき方策の一環として、 陸上配備型イージス・システム (イージス・ア ショア) に替えて、イージス・システム搭載艦2 隻を整備することを閣議決定した。

同艦は海自が保持することとし、同艦に付加する機能及び設計上の工夫などを含む詳細については、引き続き検討を実施し、必要な措置を講ずるとしている。

また、同閣議決定においては、抑止力の強化についても、引き続き政府において検討を行うこととしている。

2 米国のミサイル防衛と日米BMD 技術協力

(1) 米国のミサイル防衛

米国は、弾道ミサイルの飛翔経路上の①ブースト段階、②ミッドコース段階、③ターミナル段階の各段階に適した防衛システムを組み合わせ、相互に補って対応する多層防衛システムを構築している。日米両国は、弾道ミサイル防衛に関して緊密な連携を図ってきており、米国保有のミサイル防衛システムの一部が、わが国に段階的に配備されている11。

(2) 日米BMD技術協力など

平成11 (1999) 年度から、海上配備型上層システムの日米共同技術研究に着手した結果、当初の技術的課題を解決する見通しを得たことから、2005年12月の安全保障会議(当時)及び閣議において、この成果を技術的基盤として活用し、

¹⁰ ブースターの落下による影響に関して、むつみ演習場への配備については、2018年8月以降、地元に対してそれまでの米側との協議を踏まえ、迎撃ミサイル (SM-3) の飛翔経路をコントロールしブースターをむつみ演習場内に落下させるための措置をしっかりと講じる旨、説明してきた。秋田についても、同月以降、新屋演習場の場合ブースターは海に落下させる旨、説明してきた。

しかしながら、2020年5月下旬、迎撃ミサイル (SM-3) の飛翔経路をコントロールし、むつみ演習場内又は新屋演習場など沿岸部の場所にあっては海上に ブースターを確実に落下させるためには、ソフトウェアのみならずハードウェアを含めシステム全体の大幅な改修が必要となり、相当のコストと期間を要することが判明した。

防衛省としては、この追加のコスト及び期間をかけて改修することは合理的ではないと判断し、結果として、地元の皆様に約束していたことが実現できなくなったことから、イージス・アショアの配備のプロセスを停止する決定を発表した。

¹¹ 具体的には、2006年、米軍車力通信所にTPY-2レーダー(いわゆる「Xバンド・レーダー」)が、同年10月には沖縄県にペトリオットPAC-3が、2007年 10月には青森県に統合戦術地上ステーション(JTAGS)が配備された。加えて、2014年12月には、米軍経ヶ岬通信所に2基目のTPY-2レーダーが配備された。2018年10月には、第38防空砲兵旅団司令部が相模原に配置された。また、2015年10月、2016年3月及び2018年5月には、米軍BMD能力搭載イージス艦が横須賀海軍施設(神奈川県横須賀市)に配備された。

BMD用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開 発¹²に着手することを決定した。この共同開発は、 防護範囲を拡大し、より高性能化・多様化する将 来脅威に対処することを目的として2006年6月 から開始されている。

2017年2月及び6月、日米両国は、米国ハワイ 沖においてSM-3ブロックⅡAの海上発射試験を 実施するとともに、試験データの解析などを行い、 要求性能を満たしていることなどを確認した。

2020年11月、米国は、米国ハワイ沖において SM-3ブロックⅡAの海上発射試験を実施し、 マーシャル諸島の実験施設から発射されたICBM に見立てた飛翔体を衛星システムからの情報に基 づき迎撃することに成功した。

ゲリラや特殊部隊による攻撃などへの対応

高度に都市化・市街化が進んでいるわが国にお いては、少数の人員による潜入、攻撃であっても、 平和と安全に対する重大な脅威となり得る。こう した事案には、潜入した武装工作員¹³などによる 不法行為や、わが国に対する武力攻撃の一形態で あるゲリラや特殊部隊による破壊工作など、様々 な熊様がある。

基本的考え方 1

侵入者の実態や生起している事案の状況が不明 な段階においては、第一義的には警察機関が対処 を実施し、防衛省・自衛隊は情報収集、自衛隊施 設の警備強化を実施することとしている。状況が 明確化し、一般の警察力で対処が可能な場合、必 要に応じ警察官の輸送、各種機材の警察への提供 などの支援を行い、一般の警察力で対処が不可能 な場合は、治安出動により対処することとしてい る。さらに、わが国に対する武力攻撃と認められ る場合には防衛出動により対処することになる。

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃への 対処

ゲリラや特殊部隊による攻撃の態様としては、 民間の重要インフラ施設などの破壊や人員に対す る襲撃、要人暗殺などがあげられる。

ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処にあたっ ては、速やかに情報収集態勢を確立し、沿岸部で の警戒監視、重要施設の防護並びに侵入したゲリ ラや特殊部隊の捜索及び撃破を重視して対応する こととしている。警戒監視による早期発見や兆候 の察知に努め、必要に応じ、原子力発電所などの 重要施設の防護のために部隊を配置し、早期に防 護態勢を確立することとしている。そのうえで、 ゲリラや特殊部隊が領土内に潜入した場合、偵察 部隊や航空部隊などにより捜索・発見し、速やか に戦闘部隊を展開させたうえで、これを包囲し、 捕獲又は撃破することになる。

■ 参照 図表Ⅲ-1-2-6 (ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処 するための作戦の一例)



治安出動下令下における共同要領について訓練を実施する 石川県警の警察官と陸自隊員(2020年12月)

- 12 これらの日米共同開発に関しては、わが国から米国に対して、BMDにかかわる武器を輸出する必要性が生じる。これについて、2004年12月の内閣官房長 官談話において、BMDシステムに関する案件は、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則などによらないとされた。このような経緯を踏まえ、SM-3ブロッ クⅡ Aの第三国移転は、一定の条件のもと、事前同意を付与できるとわが国として判断し、2011年6月の日米安全保障協議委員会(「2+2」)の共同発表に おいてその旨を発表した。なお、2014年4月、防衛装備移転三原則(移転三原則)が閣議決定されたが、同決定以前の例外化措置については、引き続き移転 三原則のもとで海外移転を認め得るものと整理されている。
- 13 殺傷力の強力な武器を保持し、わが国において破壊活動などの不法行為を行う者

わが国自身の防衛体制

武装工作員などへの対処

(1) 基本的考え方

武装工作員などによる不法行為には、警察機関 が第一義的に対処するが、自衛隊は、生起した事 案の様相に応じて対応することになる。その際、 警察機関との連携が重要であり、治安出動に関し ては自衛隊と警察との連携要領についての基本協 定14や陸自の師団などと全都道府県警察との間で の現地協定などを締結している15。

■ 参照 II 部5章3項1(治安出動) p.198

(2) 防衛省・自衛隊の取組

陸自は各都道府県警察との間で、全国各地で共 同実動訓練を継続して行っており、2012年以降 は各地の原子力発電所の敷地においても実施¹⁶す るなど、連携の強化を図っている。さらに、海自 と海上保安庁との間でも、継続して不審船対処に かかる共同訓練を実施している。

核・生物・化学兵器への対処

近年、大量無差別の殺傷や広範囲な地域の汚染 が生じる核・生物・化学 (NBC) 兵器とその運搬





動画:不審船対処にかかる海上保安庁との共同訓練

URL : https://youtu.be/-V0Mhd3qxU8

- 14 防衛庁 (当時) と国家公安委員会との間で締結された 「治安出動の際における治安の維持に関する協定」 (1954年に締結。 2000年に全部改正)
- 15 2004年には、治安出動の際における武装工作員等事案への共同対処のための指針を警察庁と共同で作成した。
- 16 2012年には伊方発電所(愛媛県)、2013年には泊発電所(北海道)及び美浜発電所(福井県)、2014年には島根原子力発電所(島根県)、2015年には東通 原子力発電所 (青森県) 及び柏崎刈羽原子力発電所 (新潟県)、2016年には高浜発電所 (福井県)、2017年には浜岡原子力発電所 (静岡県) 及び志賀原子力 発電所 (石川県)、2019年には玄海原子力発電所 (佐賀県) 及び大飯原子力発電所 (福井県) の敷地においても訓練を実施した。

VOICE

グレーゾーンの事態への対応に向けた警察との共同訓練について

陸上自衛隊第14普通科連隊(石川県金沢市) 副連隊長 2等陸佐 大林 浩文

第14普通科連隊は2020年12月11日、金沢駐 屯地において石川県警と共催する形で、北陸3県警 (富山県警、石川県警及び福井県警) との共同図上 訓練を実施しました。

共同訓練は毎年実施していますが、今回は、コロ ナ禍で行われる訓練であったため、昨年までの実 施要領と異なり参加人数を制限し、検温装置及び 消毒液の設置など実施要領を工夫して感染防止に 努めました。

北陸3県の防衛・警備を担任する連隊は、顔の見 える関係の構築を目標に本訓練に臨みました。特に 原子力発電所などの防護に関する調整場面では、各 県警と現場レベルでの連携要領を具体化すること で、防護の実効性の向上を図ることができました。

また、警察と自衛隊の間で、各種シナリオにおけ る警察と自衛隊の対処要領についての認識を共有 するため、警察側からは武器の所持が疑われる不 審者に対する職務質問などの要領及び法的根拠に 基づく対処要領などを具体的に解説していただく とともに、自衛隊側からは原子力発電所周辺の地 図などを用いて予想される武装工作員の行動、自 衛隊の対応など具体的な事態対処要領を説明しま した。このようなやりとりを通じ、実務レベルでの 相互理解や信頼関係を深めることができたと思い

私は、連隊の一員として、国民の負託に応えるた め、これからも共同訓練はもとより、防災訓練及び その他の活動を通じ、北陸3県警や、北陸の各自治 体、指定公共機関などの方々と普段から顔の見え る関係を築いていき、地域の安全・安心に貢献し てまいりたいと思います。



武装工作員への対処要領について確認する隊員

手段及び関連資器材が、テロリストや拡散懸念国 などに拡散する危険性が強く認識されている。

1995年3月の東京での地下鉄サリン事件¹⁷な どは、こうした兵器が使用された例である。

(1) 基本的考え方

わが国でNBC兵器が使用され、これが武力攻 撃に該当する場合、防衛出動によりその排除や被 災者の救援などを行うことになる。また、武力攻 撃に該当しないが一般の警察力で治安を維持する ことができない場合、治安出動により関係機関と 連携して武装勢力などの鎮圧や被災者の救援を行 うこととしている。さらに、防衛出動や治安出動 に該当しない場合であっても、災害派遣や国民保 護等派遣により、陸自の化学科部隊などを中心に 被害状況に関する情報収集、除染活動、傷病者の 搬送、医療活動などを関係機関と連携して行うこ とになる。

(2) 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、NBC兵器による攻撃への 対処能力を向上するため、陸自の中央特殊武器防 護隊、対特殊武器衛生隊などを保持しているほ か、化学及び衛生科部隊の人的充実を行っている。 さらに、特殊な災害に備えて初動対処要員を指定 し、約1時間で出動できる態勢を維持している。

海自及び空自においても、艦船や基地などにお ける防護器材の整備を行っている。

¹⁷ 通勤客で混雑する地下鉄車内にオウム真理教信者が猛毒のサリンを散布し、死者12名(オウム真理教教祖麻原彰晃こと松本智津夫に対する判決で示され た死者数) などを出した事件。自衛隊は、車内、駅構内の除染、警察の鑑識支援を行った。

4 侵略事態への備え

防衛大綱は、主に冷戦期に想定されていた大規 模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略 事態への備えについては、必要な範囲に限り保持 することとしている。

わが国に対する武力攻撃があった場合、自衛隊 は防衛出動により対処することになる。その際の 対応としては、①防空のための作戦、②周辺海域 の防衛のための作戦、③陸上の防衛のための作 戦、④海上交通の安全確保のための作戦などに区 分される。なお、これらの作戦の遂行に際し、米 軍は「日米防衛協力のための指針」(ガイドライ ン) にあるとおり、自衛隊が行う作戦を支援する とともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含 め、自衛隊の能力を補完するための作戦を行うこ とになる。

防空のための作戦

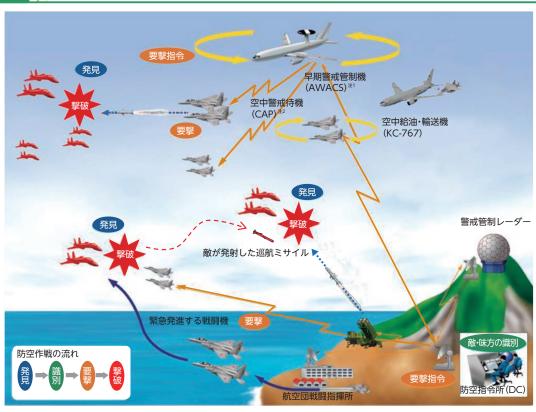
周囲を海に囲まれたわが国の地理的な特性や現 代戦の様相18から、わが国に対する本格的な侵攻が 行われる場合には、まず航空機やミサイルによる 急襲的な航空攻撃が行われ、また、こうした航空攻 撃は幾度となく反復されると考えられる。防空の ための作戦¹⁹においては、敵の航空攻撃に即応して 国土からできる限り遠方の空域で迎え撃ち、敵に 航空優勢を獲得させず、国民と国土の被害を防ぐ とともに、敵に大きな損害を与え、敵の航空攻撃の 継続を困難にするよう努めることになる。

■ 参照 図表Ⅲ-1-2-7 (防空のための作戦の一例)

周辺海域の防衛のための作戦

島国であるわが国に対する武力攻撃が行われる

図表Ⅲ-1-2-7 防空のための作戦の一例



- 国土から離れた洋上における早期警戒管制機能を有し、地上の警戒管制組織を代替する管制能力を有する航空機
- 敵機の接近に即応できるよう、戦闘機を武装した状態で空中待機させておくこと

¹⁸ 現代戦においては、航空作戦は戦いの勝敗を左右する重要な要素となっており、陸上・海上作戦に先行又は並行して航空優勢を獲得することが必要である。

¹⁹ 防空のための作戦は、初動対応の適否が作戦全般に及ぼす影響が大きいなどの特性を有する。このため、平素から即応態勢を保持し、継続的な情報の入手 に努めるとともに、作戦の当初から戦闘力を迅速かつ総合的に発揮することなどが必要である。

周辺海域の防衛のための作戦の一例



場合には、航空攻撃に加えて、艦船などによるわ が国船舶への攻撃やわが国領土への攻撃などが考 えられる。また、大規模な陸上部隊をわが国領土 に上陸させるため、輸送艦などの活動も予想され る。周辺海域の防衛のための作戦は、洋上におけ る対処、沿岸海域における対処、主要な海峡にお ける対処及び周辺海域の防空からなる。これら各 種作戦の成果を積み重ねて敵の侵攻を阻止し、そ の戦力を撃破又は消耗させることにより、周辺海 域を防衛することになる。

■ 参照 図表Ⅲ-1-2-8 (周辺海域の防衛のための作戦の一例)

陸上の防衛のための作戦

わが国を占領するには、侵攻国は海上優勢・航 空優勢を得て、海から地上部隊を上陸、空から空 挺部隊などを降着陸させることとなる。

侵攻する地上部隊や空挺部隊は、艦船や航空機 で移動している間や着上陸前後は、組織的な戦闘 力の発揮が困難という弱点があり、この弱点を捉 え、できる限り沿岸海域と海岸地域の間や着陸地 点において、早期に撃破することが必要である。

■ 参照 図表Ⅲ-1-2-9 (陸上の防衛のための作戦の一例)

海上交通の安全確保のための作戦

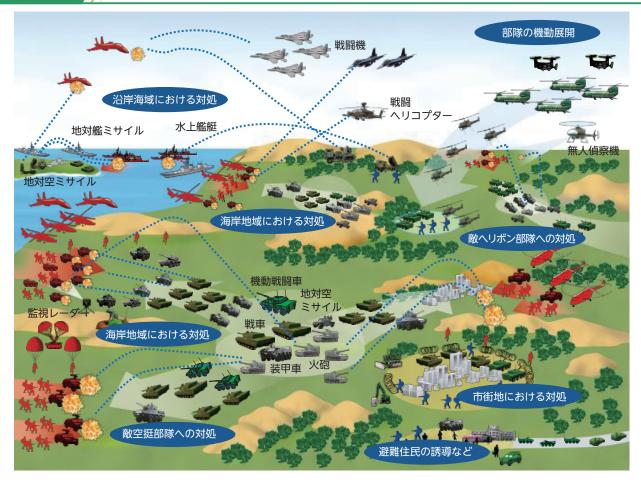
わが国は、資源や食料の多くを海外に依存して おり、海上交通路はわが国の生存と繁栄の基盤を 確保するための生命線である。また、わが国に対 する武力攻撃などがあった場合、海上交通路は、 継戦能力の維持やわが国防衛のため米軍が来援す る際の基盤となる。

海上交通の安全確保のための作戦では、対水上 戦、対潜戦、対空戦、対機雷戦などの各種作戦を 組み合わせて、哨戒20、船舶の護衛及び海峡・港湾 の防備を実施するほか、航路帯²¹を設定してわが 国の船舶などを直接護衛することになる。なお、 海上交通路でのわが国の船舶などに対する防空

²⁰ 敵の奇襲を防ぐ、情報を収集するなどの目的をもって、ある特定地域を計画的に見回ること

²¹ 船舶を通航させるために設けられる比較的安全な海域。航路帯の海域、幅などは脅威の様相に応じて変化するとされる。

陸上の防衛のための作戦の一例



(対空戦) は護衛艦が行い、状況により戦闘機など の支援を受けることになる。

国民保護に関する取組

国民の保護に関する基本指針及び 防衛省・自衛隊の役割

2005年3月、政府は、国民保護法第32条に基づ き、国民の保護に関する基本指針(「基本指針」)を 策定した。この基本指針においては、武力攻撃事態 の想定を、①着上陸侵攻、②ゲリラや特殊部隊によ る攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃の4つの 類型に整理し、その類型に応じた国民保護措置の 実施にあたっての留意事項を定めている。

防衛省・自衛隊は、国民保護法及び基本指針に 基づき、防衛省・防衛装備庁国民保護計画を策定 している。この中で自衛隊は、武力攻撃事態にお いては、主たる任務である武力攻撃の排除を全力 で実施するとともに、国民保護措置については、

これに支障のない範囲で住民の避難・救難の支援 や武力攻撃災害への対処を可能な限り実施するこ ととしている。

□ 参照 Ⅱ部5章1項4 (国民保護) p.196

国民保護措置を円滑に行うための 防衛省・自衛隊の取組

(1) 国民保護訓練

国民保護措置の的確かつ迅速な実施のために は、関係省庁や地方公共団体などとの連携要領に ついて、平素から訓練を実施しておくことが重要 であり、防衛省・自衛隊は、関係省庁の協力のも と、地方公共団体などの参加も得て訓練を主催し ているほか、関係省庁や地方公共団体が実施する

国民保護訓練に積極的に参加・協力している。

例えば、2020年11月には、大分県中津市にお いて、国(内閣官房及び消防庁)や地方公共団体 (大分県及び中津市)の主催により、国際スポーツ イベント開催時の事案発生を想定した国民保護共 同訓練が行われ、統幕並びに陸自西部方面隊及び 空自西部航空方面隊の各部隊が訓練に参加した。

■ 参照 資料 12 (国民保護にかかる国と地方公共団体との共 同訓練への防衛省・自衛隊の参加状況 (令和2(2020) 年度))

(2) 地方公共団体などとの平素からの連携

防衛省・自衛隊では、陸自方面総監部や自衛隊

地方協力本部などに連絡調整を担当する部署を設 置し、地方公共団体などと平素から緊密な連携を 確保している。

また、国民保護措置に関する施策を総合的に推 進するため、都道府県や市町村に国民保護協議会 が設置されており、各自衛隊に所属する者や地方 防衛局に所属する職員が委員に任命されている。

さらに、地方公共団体は、退職自衛官を危機管 理監などとして採用し、防衛省・自衛隊との連携 や対処計画・訓練の企画・実施などに活用してい る。